

議案第46号

関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月4日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の基礎資格に関する規定を改めるため、この条例を定めようとする。

関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年関市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項
の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。